

松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」着ぐるみ貸出要綱

平成22年7月22日

告示第228号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市を広くPRするために作成した松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 市長は、市の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「申込者」という。）が企画又は実施する各種イベント等で本市のイメージアップに資すると認められる場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

(申込み)

第3条 申込者は、あらかじめ「ちゃちゃも」着ぐるみ貸出申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、貸出日の属する月の前6か月から貸出日の7日前までの期間に提出しなければならない。なお、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出承認の通知)

第4条 市長は、申込書の提出があったときは、速やかに申込者に対し、「ちゃちゃも」着ぐるみ貸出承認書（様式第2号）又は「ちゃちゃも」着ぐるみ貸出不承認書（様式第3号）の通知を行うものとする。

- 2 同一時期に複数の申込みがあったときは、原則として先着順とする。
- 3 市長は、第1項に規定する貸出承認の通知をした後であっても、市の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたときは、貸出承認の通知を取り消すことができる。

(貸出承認基準)

第5条 市長は、前条の貸出承認をしようとする場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、着ぐるみの貸出承認をすることができない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 松阪市の品位を傷つけ、又はイメージアップの妨げになるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、企業、政党又は宗教活動について支援し、公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) 営利目的のみの活動に使用するとき。

- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
- (6) 着ぐるみを改造して使用するおそれのあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの使用について市長が不適切であると認めたととき。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として、着ぐるみを使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、市長が必要と認めたとときは、この限りでない。

(貸出料)

第7条 貸出料は無料とする。

(貸出方法等)

第8条 着ぐるみの貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、市役所において着ぐるみを直接受け取ることを原則とする。

- 2 着ぐるみの貸出し及び返却は、使用者が行うこととする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取り消し)

第10条 使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すとともに、貸出しを行わない。

- 2 前項の場合において、既に貸し出しているときは、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

(原状回復)

第11条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

- 2 修理、修復が困難な状態まで損傷している場合は、市長は使用者に対し実費弁償を請求することができる。

(市の責任)

第12条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切の責任を負わない。

(返却)

第13条 使用者は、返却時に着ぐるみに破損、汚損等がないか十分確認しなければ

ならない。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

「ちゃちゃも」着ぐるみ貸出申込書

令和 年 月 日

（あて先）松阪市長

所在地（住所）

団体名（所属）

責任者名 ㊟

電話・FAX

松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」の着ぐるみを使用したいので、次のとおり申し込みます。

なお、着ぐるみの使用については、松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」着ぐるみ貸出要綱を遵守します。

イベント等名	
イベント等 内容及び 使用方法	
使用期間	令和 年 月 日（ ） 時間 : から 令和 年 月 日（ ） 時間 : まで 日間
貸出希望 期 間	(貸出日時) 令和 年 月 日（ ） 時間 : (返却日時) 令和 年 月 日（ ） 時間 : 〔原則、使用日1日前に貸出、終了後翌日返却とします。(市役所閉庁日は除く。)]
使用場所	
備 考	

※イベント内容がわかる資料があれば添付してください。（必要に応じて事業計画書、実施団体の組織概要書等の提出を求める場合があります。）

様式第2号（第4条関係）

「ちゃちゃも」着ぐるみ貸出承認書

令和 年 月 日

（団体名）

（代表者名） 様

松阪市長

令和 年 月 日付けで申込みのありました松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」の着ぐるみの貸出しにつきまして、下記の留意事項を理解いただいた上で貸出しを承認します。

記

1. イベント等名

2. 貸出期間

貸出日時 令和 年 月 日（ ） :

使用期間 令和 年 月 日（ ） から
令和 年 月 日（ ） まで

返却日時 令和 年 月 日（ ） :

3. 使用場所

【留意事項】

1. 松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」着ぐるみ貸出要綱を遵守すること。
2. 着ぐるみ使用説明書に従って使用すること。
3. 貸出し、返却については、申込者が行うこと。（市役所閉庁日を除く 8:30～17:00）
4. 着ぐるみが破損・汚損等した場合は、実費にて原型復旧もしくは弁償すること。
5. 虚偽の申込みにより使用した場合、又は貸出要綱に反する場合は貸出承認を取り消す場合があります。

様式第3号（第4条関係）

「ちゃちゃも」着ぐるみ貸出不承認書

令和 年 月 日

（団体名）

（代表者名） 様

松阪市長

令和 年 月 日付けで申込みのありました松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」の着ぐるみの貸出しにつきまして、下記のとおり不承認とします。

記

1. イベント等名
2. 不承認根拠
松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」着ぐるみ要綱
第5条第 号に該当
3. 不承認理由